

## 保障内容

		ほほえみ共済Ⅰ型		ほほえみ共済Ⅱ型	
		掛金月々2,000円		掛金月々1,000円	
		6~59歳	60~65歳	6~59歳	60~65歳
死亡	交通事故のとき (事故の日から180日以内)	1,000万円	800万円	500万円	400万円
	不慮の事故のとき (事故の日から180日以内)	800万円	600万円	400万円	300万円
	病気によるとき	400万円	200万円	200万円	100万円
後遺障害	交通事故のとき (事故の日から180日以内)	18万円~最高480万円		9万円~最高240万円	
	不慮の事故のとき (事故の日から180日以内)	12万円~最高320万円		6万円~最高160万円	
入院	交通事故のとき (5日以上から120日限度)	一日6,000円		一日3,000円	
	不慮の事故のとき (5日以上から120日限度)	一日4,500円		一日2,250円	
	病気によるとき (10日以上から100日限度)	一日2,000円		一日1,000円	

## ご加入について

### お申込みいただける方

- ①ご加入のお申込みをいただけるのは、健康な方で裏面に記載の「加入のお申込みをいただけない方」のいずれにも該当しない方。(健康については告知のみで、医師等による診察は不要です。)
- ②県内の事業者(役員、家族、使用人)の方及び県内に住んでいる方で満6歳以上、満60歳未満の方。(ご加入後は、満65歳まで継続してご加入いただけます。)

### お申込み手続きは簡単です

- ①ご加入のお申込みは申込書等に必要事項をご記入のうえ、取扱金融機関の窓口へご提出下さい。なお、預金通帳と金融機関お届け印をご用意下さい。
- ②掛金は、ほほえみ共済Ⅰ型月掛2,000円コースとほほえみ共済Ⅱ型月掛1,000円コースのいずれか1口に限られます。
- ③初回掛金と出資金(1口100円)は、申込書にそえて取扱金融機関の窓口へご提出下さい。
- ④2回目以降の掛金は、毎月25日にご指定の預金口座から自動口座振替で、お払込みいただきます。

### 保障開始はお申込みの翌日からです

出資金と初回の掛金をお払込みいただいた翌日午前0時から保障が開始されます。なお、お払込みの初回掛金は、翌月分となります。

## 満65歳まで保障が継続されます

この共済は、ご加入後は脱退のお申し出がない限り毎年自動更新され、加入者が満65歳になられて最初に迎える満期日まで保障は継続されます。

## 万一の時について

### 共済金の受取人は

共済金受取人は、共済契約者とします。ただし、共済契約者と被共済者が同一の場合の共済金受取人は、共済契約者の法定相続人とします。

### 共済金のご請求手続きは

- ①共済事故が発生した時は、速やかに当組合までご連絡いただきますと、直ちに共済金の請求書類一式をお送りいたします。
  - ②共済金のご請求は、ご加入後に発生した原因により、一度共済金を受けられた方でも、その後、新しく共済事故が発生したときは、共済の定めに従って何回でもご請求いただくことができます。
  - ③共済事故の内容によっては、事実についてご照会やお尋ね等をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- なお、事故発生のご連絡が遅れて、調査等が行えなかったり、また、ご加入のときや共済金のご請求のときに加入者や受取人が事実と違ったことを告げられた場合には、共済金のお支払いに支障をきたすことがあります。

## その他重要な事項について

### 契約が無効となる場合について

- ①加入の資格に反していたとき
- ②同一加入者が複数の申込みをされたときはその重複部分

### 契約が解除される場合について

- ①契約者はいつでもこの契約を解約することができます。解約通知は毎月15日までにお願いします。
- ②契約が成立してから告知義務違反が判明したとき。

### 契約が失効となる場合について

掛金を2カ月分以上にわたって滞納したとき。